

長浜市訓令第22号

長浜市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成28年長浜市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に規定する方針を別に策定している実施機関においては、当該別に策定した方針を優先する。

第6条第8号中「外部サービス」を「外部サービス（クラウドサービス）」に改め、同号イ中「外部サービス」を「外部サービス（クラウドサービス）」に、「かかる」を「係る」に改める。

第8条中「場合には」の次に「、保有する情報資産及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。